

2018年2月27日

最高裁判所長官 大谷直人様
最高裁判所判事 三浦守様

要 望 書

東京都 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

はじめまして。私は、子育て支援員や面会交流支援員などの社会活動をしつつ、実子誘拐と親子分離強要の人権蹂躞に苦しむ当事者による市民活動をしている者です。

平成30年1月9日の大谷最高裁判所長官の就任談話及び昨日、平成30年2月26日の三浦守判事の就任会見に感銘を受け、期待を込め、本要望書を提出させていただき次第です。

現在、日本国内には、国際的に拉致司法と揶揄されている問題が生じています。この問題は下記の司法、行政の実務の運用が浸透し、悪用する弁護士らに見透かされたことにより頻発横行するに至っており、実務の運用改善が急務となっている筈です。

下記の通り問題点の指摘をさせていただき、要望事項を述べます。

【司法の実務の運用の問題点】

1. 同居中の共同親権の片親が、偽計を用いて子を奪取し、居所を秘匿することには違法性阻却事由の審理無く合法とし、子を奪取された親権者が従前の生活に戻ると刑法224条未成年者略取誘拐罪を適用し拘留する警察及び検察の実務の運用があること。
2. 子を不当に奪取された親権者が、子の引渡請求の手続きを行っても、予告した日に赴いた家庭裁判所調査官が、奪取後の生活に急迫な危険を発見できなければ、現状維持と判断され、棄却される実務の運用があること。
3. 子を不当に奪取された親が、「せめて会いたい声を聞きたい」と切望し、面会交流の仮処分を請求しても、子どもに急迫の危険が確認出来無い場合は棄却する実務の運用があること。
この際の急迫の危険には、愛着障害や洗脳虐待が含まれないこと。
4. 不当に子を奪取された親が、泣き寝入りしない場合には、再会する為に必

要な面会交流の債務名義を得るまでに、付調停とされる期間や審判期間、抗告期間で、2年ほど声も聞かせぬ完全断絶期間を稼ぐことを可能にさせ、従前の生活や親子の愛着関係を十分に風化させる実務の運用があること。

5. 子を不当に搾取され、親子分離強要をされている事案において、泣き寝入りしない場合には、「高葛藤事案」と事実認定し子の福祉に適わないと評価し、親権濫用者の有責性は不問にし、親権侵害被害者に有責性を負わせる実務の運用があること。
6. 子の搾取を専らの生業にする弁護士らの葛藤を高める目的の大量の虚偽主張に、証拠を伴い詳細に抗弁すれば「高葛藤」という事実認定がされ、抗弁が不足すれば証拠なき虚偽主張が沈黙の自白として事実認定される実務の運用があること。
7. 突然子を搾取され理由の説明なく居所秘匿されれば、保護者として探すのは当然の行為である筈が、子の居所を探すような親権者には、直接交流は危険であり間接交流が妥当であるとする実務の運用があること。
8. 不当な子の搾取と親子分離強要に泣き寝入りしなかった親が、子どもとの関わりを取り戻す場合には、「月に一回、3時間程度、実効支配親が望めば付き添い付」という家庭裁判所調査官の退官後職員の団体の受任条件と合致する内容こそが、子の福祉に適う親子の関わりだと判断する実務の運用があること。
9. 監護者であった親、愛着関係の強かった親が、虐待などの事由も無く、子どもと再会する時に、時間の制約だけでは無く、場所や交流方法の制約を受け、監視されたい要望がある筈が無い事は明らかであるにも関わらず、上述の公益社団法人家庭問題情報センターとの契約をしなければ、再会する事が適わない債務名義を科され、契約すれば制約に合意した事実があると事実認定する実務の運用があること。
10. 監護者指定手続きにおいては、不当に子を搾取され親子分離を強要された親、DVや虐待とは無縁の親、従前の主たる監護者であった親、試行面会や交流調査で問題無く愛着関係が確認された親であろうと、子どもが会いたがっていると調査報告されようとも、断絶期間の継続性を重視され、監護権を失う実務の運用があること。
11. 子を搾取された母親からの引渡請求や監護者指定においては、父親による現状監護の開始の仕方の違法性が認められるケースが多数あることから、法の下での平等を無視した性差別による実務の運用があること。
12. 子の搾取を伴う離婚請求に於いては、婚姻期間中の子の単独監護の強行を容認し、別居期間をもって離婚請求を認め実効支配者を親権者とし、分離強要された親から親権を剥奪する実務の運用があること。

13. 親権を失った親は、養育費の債務名義を履行しても、養育状況を知る権利や養子縁組を止める権利は認めず、単なる金銭支払いの親子関係にする実務の運用があること。
14. 拉致実効支配親を勝たせる為に、遺棄された親に有責性を見いだせない事件においては、意図的な事実誤認や理由の不備となる言い切りで判断を下し、親子分離強要に加担する実務の運用があること。

以上の実務の運用により、子を奪取実効支配させれば一方的に離婚に関わる事件を有利に扱えることを保証し、家事事件を扱う弁護士らに生業としてその手口を用いることを動機づけることに繋げている問題が生じております。

それによる被害児童、被害親が量産されています。

【要望事項】

1. 上記 14 点の問題点について、疑義が無い場合、早急に被害者救済の為の実務の運用改善を頂きたく、その計画について、被害当事者に説明いただく機会を設けてください。
それについての返答をお願い致します。
2. 上記 14 点の問題点について、疑義がある場合、被害当事者達との意見交換の場を設け、事実を確認してください。
それについての返答をお願い致します。

平成 30 年 2 月 26 日の三浦守判事の就任会見において、「最高裁は法律審だが、当事者の主張に耳を傾けるといことは大事にしていきたい」と述べられました。

公式のご発言であり、真意と異なるご発言では無いと認識しております。

本要望書は、個人のものですが、沢山の被害当事者団体が存在し、私から連絡調整を行うことが可能です。その連絡調整において、全面的な協力をする事をお約束致します。

ご多用中大変恐縮ですが、無念の自殺者も多発している切迫した問題です。

ご返答を頂けると信じております。

以上

同封させていただいたもの

- 報道記事
 - 平成 29 年 4 月 7 日 日本時事評論 記事抜粋
 - 平成 29 年 4 月 15 日 産経ニュース 記事抜粋
- 司法の実務の運用を悪用している弁護士に関するレポート
- 返信用切手 82 円 1 枚